

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が国連総会において加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成によって採択された。

条約では、核兵器の開発、実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵をはじめ、核兵器の使用や使用すると威嚇、さらには自国の領域や管轄・管理地域内で核兵器を配置、設置、配備することを禁止するとともに、核兵器の全面的な廃絶に向け、核保有国が条約を締結するための枠組み、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器の廃絶を求める画期的なものである。

2017年9月20日から各国による条約への署名・批准が開始されて以降、2020年10月24日には条約に批准した国が発効要件である50か国に達し、その90日後の2021年1月22日に条約が発効した。

2021年7月9日現在、署名国86か国、批准国55か国となり、世界の趨勢は核兵器を人類の生存と平和と相いれない、非人道的兵器として法的に禁止し廃絶するという一途をたどっている。

本市においても、核兵器の一刻も早い根絶を願い、1993年3月に「非核平和宣言に関する決議」を、2010年3月には「非核平和都市宣言」を行っており、本市議会は、国に対し、核兵器の悲惨さを知る「唯一の被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} あて

三木市議会議長 大西秀樹